

平成23年度全国鉱山保安週間実施要綱

平成23年5月
経済産業省
原子力安全・保安院

1. 目的

全国鉱山保安週間は、「国民安全の日（7月1日）」に併せ、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識及び理解を深め、もって鉱山災害及び鉱害の防止に資することを目的とする。

鉱山における災害の発生件数及び災害率は、共に中長期的には減少してきたものの、平成になってからは下げ止まり傾向となってきた。災害の約7割は人的要因が主因であり、また、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）が平成16年に改正され、施行7年を経過したが、現況調査におけるリスクの抽出不十分、抽出されたリスクの対策実施の不十分など、リスクマネジメントに対する現場の理解の必要性が指摘されている。

このため、平成23年度全国鉱山保安週間においては、平成20年度より開始した第1次鉱業労働災害防止計画を再確認するとともに、リスクマネジメントを基本とした自主保安体制の確立のため、日常作業の総点検によるリスクの抽出及びその保安対策を徹底し、災害及び鉱害の防止における関係者の努力を強化する機会とする。

2. 期間

- | | |
|--------------|----------------|
| (イ) 準備期間 | 6月15日から6月30日まで |
| (ロ) 全国鉱山保安週間 | 7月1日から7月7日まで |
| (ハ) 事後の検討期間 | 7月8日から7月31日まで |

3. 主唱者

経済産業省原子力安全・保安院

4. 協賛者

鉱業労働災害防止協会

5. 実施者

各鉱山及び関係団体

6. 主唱者及び協賛者並びに関係団体の実施事項

次の方法により、「全国鉱山保安週間」の趣旨の周知徹底及び効果的な実施を図る。

- (イ) 機関誌等による広報
- (ロ) ポスター、パンフレット等広報資料の作成・配布
- (ハ) 講演会、鉱山見学会等の実施
- (ニ) 各鉱山の実施する事項に対する指導等
- (ホ) その他、鉱山保安に関する標語、ポスターの募集等「全国鉱山保安週間」にふさわしい行事の実施

7. 各鉱山における実施事項

各鉱山は、それぞれの実情に応じて、次の事項等の効果的な実施を図るとともに、その成果が日常の自主保安活動に具体的に反映されるよう努める。

- (1) 「全国鉱山保安週間」の趣旨の周知徹底
- (2) リスクマネジメント及び「第11次鉱業労働災害防止計画」の趣旨並びにこれらを踏まえた各鉱山の保安計画の従業員への周知徹底
- (3) 臨時保安委員会、職場別保安懇談会等の開催
- (4) 保安教育講習会、講演会等の開催
- (5) 退避訓練、救護訓練、救急法訓練、消火訓練等の実施
- (6) 保安規程の記載内容（作業方法（手順）、保安管理体制、災害時の対応等）の遵守状況等の評価及び見直し
- (7) 機械、器具及び建設物、工作物その他の施設の点検・検査・整備
- (8) 作業環境の一斉点検・検査・整備
- (9) 坑廃水処理施設及び鉱煙発生施設の点検・検査・整備
- (10) 鉱害防止等のための緑化の推進など採掘跡地の整備
- (11) 鉱害防止のための地域住民との懇談会等の実施
- (12) 標語塔、緑十字等の設置・掲揚
- (13) 健康診断等の実施
- (14) その他、鉱山保安に関する標語、絵画、写真、作文等の募集・展示、鉱山見学会社内保安表彰等「全国鉱山保安週間」にふさわしい行事の実施
(例えば、家族（子、孫等）が鉱山を見学すること等により、次期「全国鉱山保安週間」で募集する絵画への応募のきっかけとする)